

確定拠出年金
連絡会議

第 4 回
平成15年1月17日

資料 5

個人型確定拠出年金の状況

平成15年1月17日

国民年金基金連合会

1. 概況

加入者 8,401人 (9,899人)

12月速報値

〔 うち 第1号 4,350人
第2号 4,051人 〕

運用指図者 843人

登録事業所 5,361事業所

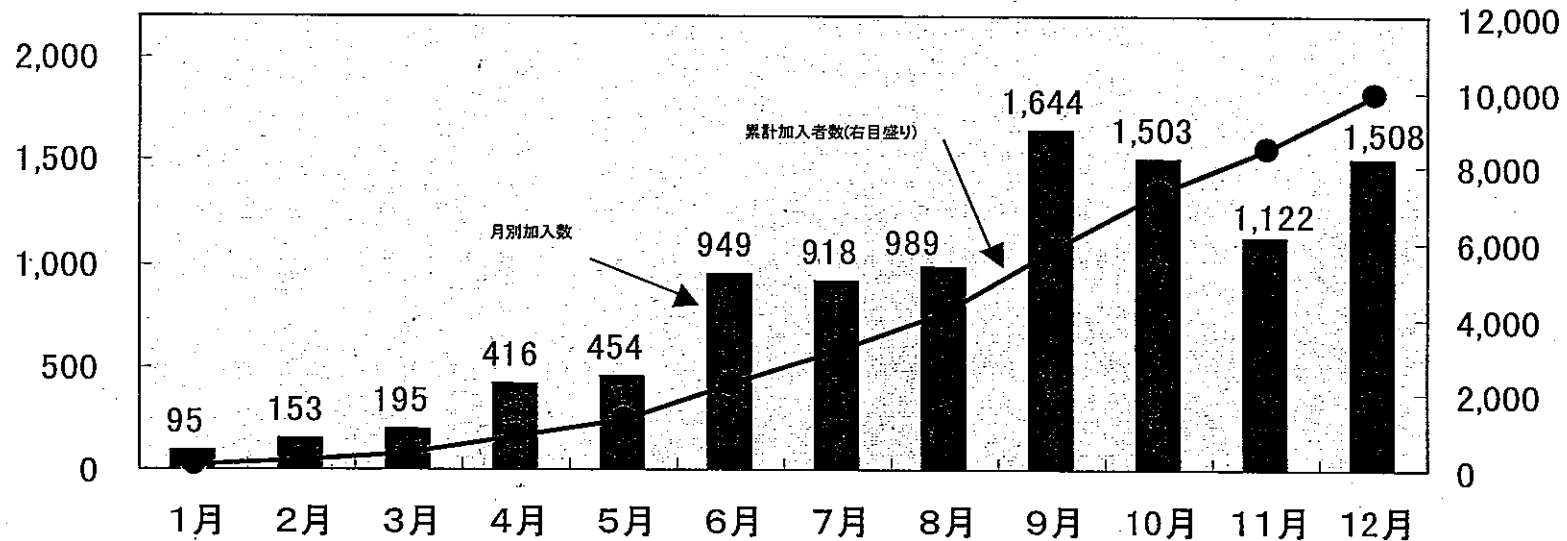
運営管理機関 164社

(平成14年11月末現在。運営管理機関数は15年1月現在。)

2. 各月の加入状況

- 平成14年1月の業務開始以来の累計加入者は、9,946人(12月速報値)であり、1万人に達しようとしている。

月別加入数と累計加入者数の推移

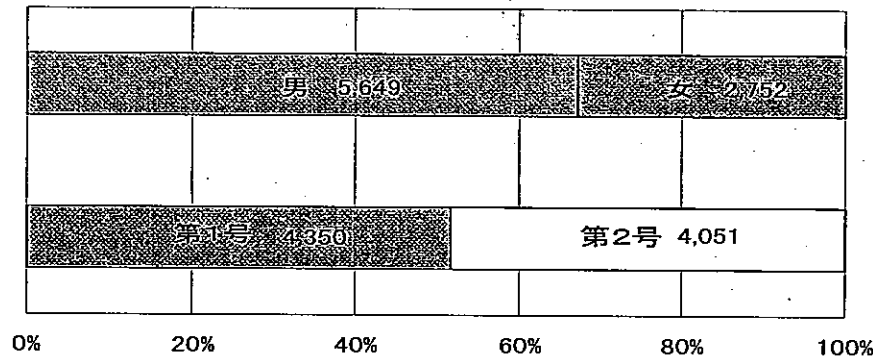


※各月の加入数の累計であり、資格喪失者を控除していない。

※12月の加入数は速報値。

3. 加入者の状況(1)

平成14年11月末現在の現存加入者8,401人についてその内訳をみると以下のとおりである。

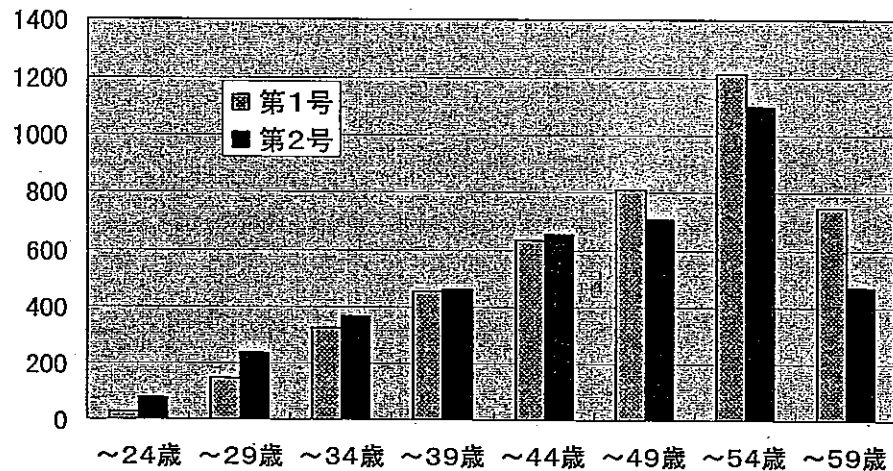


○男女別現存加入者数

加入者を男女別に見ると男が5,649人(67.2%)、女が2,752人(32.8%)となっている。

○被保険者種別現存加入者数

加入者を、国民年金の被保険者種別にみると、第1号(自営業者等)が4,350人(51.8%)、第2号(サラリーマン等)が4,051人(48.2%)となっている。



○年齢別加入者数

年齢が上がるに連れて加入者が増加しており、50歳から54歳の加入者が最も多くなっている。

第1号と第2号の加入者において、傾向に変わりはないが、比較的低年齢において第2号加入者が第1号加入者の数を上回り、高年齢においては第1号加入者の方が多くなっている。

※現存加入者は、各月の加入者の累計から資格喪失した者を除いたもの

4. 加入者の状況(2)

管轄基金別加入者数

国民年金基金名	加入者数
北海道	236
青森県	55
岩手県	16
宮城県	188
秋田県	83
山形県	85
福島県	1,196
茨城県	144
栃木県	132
群馬県	64
埼玉県	185
千葉県	125
東京都	802
神奈川県	310
新潟県	153
富山県	215
石川県	1,093
福井県	116
山梨県	42
長野県	132
岐阜県	145
静岡県	184
愛知県	227
三重県	398
滋賀県	302

国民年金基金名	加入者数
京都府	153
大阪府	327
兵庫県	191
奈良県	52
和歌山県	163
鳥取県	18
島根県	23
岡山県	97
広島県	82
山口県	33
徳島県	13
香川県	95
愛媛県	102
高知県	39
福岡県	116
佐賀県	9
長崎県	27
熊本県	22
大分県	49
宮崎県	7
鹿児島県	40
沖縄県	1
地域型基金計	8,287

国民年金基金名	加入者数
歯科医師	9
全国農業みどり	6
全国社会保険労務士	7
日本医師・従業員	8
漁業者	1
日本薬剤師	1
日本税理士	12
土地家屋調査士	4
司法書士	19
日本弁護士	6
日本柔道整復師	5
全国個人タクシー	
公認会計士	4
全国板金業	
日本建築業	
全国損害保険代理業	32
日本麺類飲食業	
職能型基金計	114

全基金計	8,401
------	-------

5. 加入者の掛金額の状況

第1号加入者			第2号加入者					
掛金額 (円)		(人)	掛金額 (円)		(人)			
5,000 ~	9,000	968	5,000 ~	9,000	681			
10,000 ~	14,000	1,402	10,000 ~	13,000	1,210			
			14,000 ~	15,000	2,160			
15,000 ~	19,000	207	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>掛金額平均</p> <p>第1号加入者 22,263円</p> <p>第2号加入者 11,856円</p> <p>全体 17,245円</p> </div>					
20,000 ~	24,000	493						
25,000 ~	29,000	21						
30,000 ~	34,000	344						
35,000 ~	39,000	37						
40,000 ~	44,000	57						
45,000 ~	49,000	17						
50,000 ~	54,000	255						
55,000 ~	59,000	28						
60,000 ~	64,000	40						
65,000 ~	68,000	481						
計		4,350				計		4,051

・ 第1号加入者(自営業者等)の掛金は、14,000円以下が全体の約半数(54.5%)を占めるが、限度額近い65,000円以上の掛金を設定する者も11.1%ある。

・ 第2号加入者(被用者)では、限度額近い14,000円以上の掛金を設定する者が最も多く、全体の53.3%となっている。

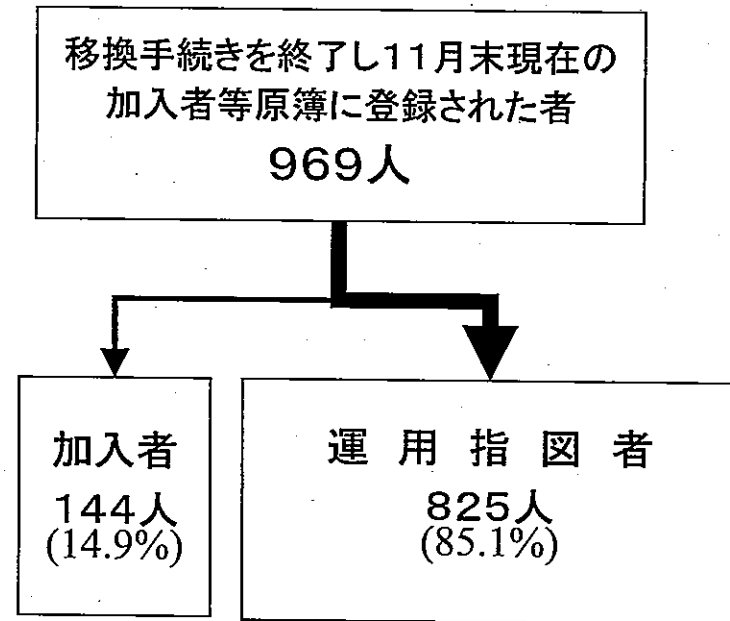
法による掛金限度額(月額)は、第1号加入者が68,000円、第2号加入者が15,000円である。

いずれも最低額5,000円で、1000円単位で設定できる。

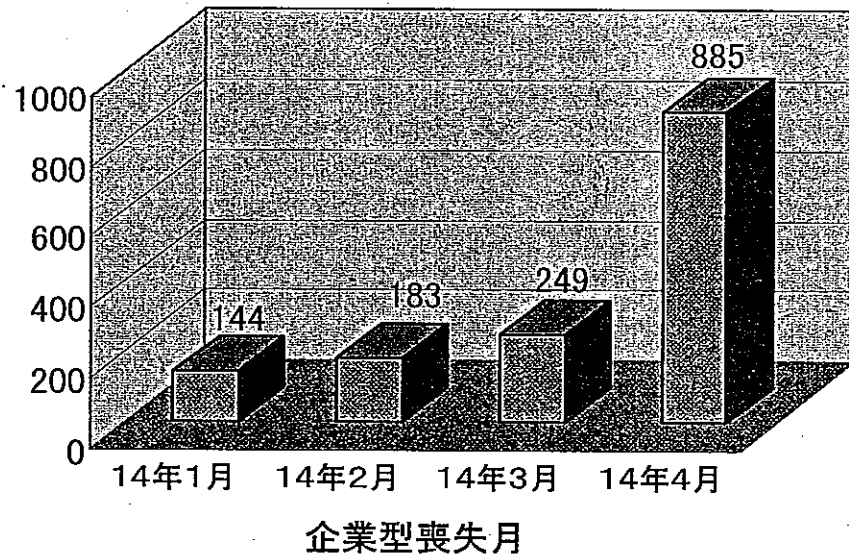
6. 企業型から個人型への移換の状況

	1~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
移換依頼数計	0	15	42	62	120	140	218	413	293	223
累計	0	15	57	119	239	379	597	1,010	1,303	1,526

- ・ 離職等により企業型年金の資格を喪失し、個人型年金に資産を移換依頼した者の数は、12月までに1526人である。
- ・ このうち、11月末までに移換手続きを終了し、個人型の原簿に登録された969人についてみると、個人型の加入者になった者は、全体の15%であり、残る85%は個人型運用指図者となっている。



7. 企業型からの自動移換の状況



- 企業型年金の資格を喪失して6月以内に他の企業型年金又は個人型年金への資産の移換を行わなかったときは、その個人別管理資産は連合会に移換されることとされている(法83条)。
- この自動移換の件数は、1,461件に上っている。
- また、自動移換されて連合会が管理している資産は、14年12月末現在 約7億5千万円に上る見込みである。

8. 脱退一時金の支給状況

184件 (14年12月末まで)

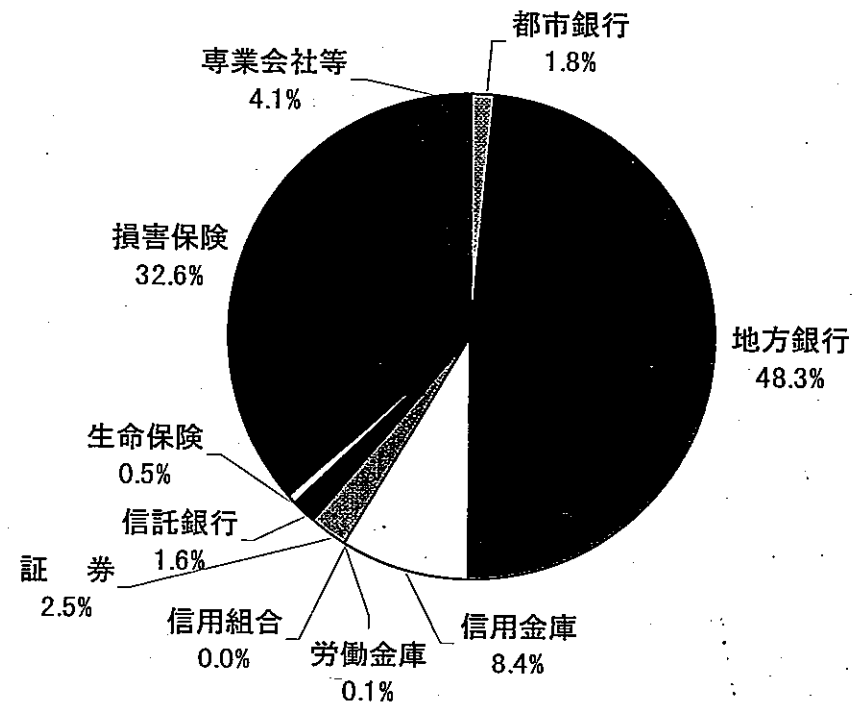
9. 運営管理機関の状況(1)

- ・ 連合会が個人型年金に関して運営管理業務を委託している運営管理機関は、164社であり、信用金庫、地方銀行等が多い。これらの運営管理機関が記録関連業務を再委託している機関は3社である(全運営管理機関がいずれかの記録関連機関に委託している)。
- ・ 運営管理機関の業態別に加入者数をみると、地方銀行を運営管理機関として指定する者が全体の49.6%で最も多く、次いで損害保険会社が32.0%であり、両者で全体の8割以上を占めている。

業態別運営管理機関数と新規加入の状況

業 態	機関数	加入者数	シェア
都市銀行	3	152	2.0%
地方銀行	49	4,074	49.6%
信用金庫	80	707	5.8%
労働金庫	14	7	0.0%
信用組合	2	3	0.1%
証 券	5	212	0.3%
信託銀行	1	139	2.0%
生命保険	5	38	0.5%
損害保険	2	2,754	32.0%
専業会社等	3	349	3.9%
計	164	8,435	

※機関数は、15年1月。加入数は14年11月末現在



9. 運営管理機関の状況(2)

- 運営管理機関が現在管理している現存加入者と運用指図者を業態別に整理すると以下のとおりとなる。労働金庫、都市銀行に比較的多くの運用指図者がある。

業態	機関数	現存加入者	運用指図者	計	シェア
都市銀行	3	154	164	318	3.4%
地方銀行	49	4,053	177	4,230	45.8%
信用金庫	80	707	9	716	7.7%
労働金庫	14	7	258	265	2.9%
信用組合	2	3	0	3	0.0%
証券	5	209	67	276	3.0%
信託銀行	1	139	52	191	2.1%
生命保険	5	38	20	58	0.6%
損害保険	2	2,742	16	2,758	29.8%
専業会社等	3	349	80	429	4.6%
計	164	8,401	843	9,244	

(14年11月末現在)